

# 文京区児童福祉法施行細則

## ○文京区児童福祉法施行細則

昭和四十年三月三十一日

規則第十五号

### (委任)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の六の規定による障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置、法第二十二条の規定による区長の助産の実施及び法第二十三条の規定による区長の母子保護の実施に関する権限並びに当該事務に係る法第五十六条第二項の規定による費用の徴収に関する権限を、文京区の福祉に関する事務所設置条例（昭和四十年三月文京区条例第六号）に定める福祉に関する事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に委任する。

### (定義)

第一条の二 この規則において使用する用語は、法、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

### (備付書類)

第一条の三 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- 一 面接記録票（文京区生活保護法施行細則（昭和四十年三月文京区規則第十一号）別記様式第一号）
- 二 世帯台帳（同別記様式第二号）
- 三 ケース記録票（同別記様式第五号）
- 四 母子生活支援施設入所措置決定調書（別記様式第一号）
- 五 児童送致簿（別記様式第二号）
- 六 指導措置簿（別記様式第三号）
- 七 児童票（別記様式第四号）

### (小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請等)

第二条 法第十九条の三第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請は、小児慢性特定疾病医療費支給認定及び小児慢性特定疾病登録者証申請書兼同意書（別記様式第四号の二。第九項において「支給認定申請書」という。）に別に定める書類を添えて区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があつた場合において、法第十九条の三第三項の規定により医療

- 費支給認定を行ったときは小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に対し、小児慢性特定疾病医療受給者証（兼登録者証）（別記様式第四号の三。以下この条において「医療受給者証」という。）を交付し、医療費支給認定を行わなかったときは小児慢性特定疾病医療費等不認定通知書（別記様式第四号の四）により通知するものとする。
- 3 施行規則第七条第三項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受ける場合は、小児慢性特定疾病医療費等支給申請書（請求書兼口座振替依頼書）（別記様式第四号の五）により、区長に申請するものとする。
  - 4 区長は、前項の規定による申請があつた場合において、小児慢性特定疾病医療費の支給を決定したときは小児慢性特定疾病医療費等支給決定通知書（別記様式第四号の六）により、不支給を決定したときは小児慢性特定疾病医療費等不支給決定通知書（別記様式第四号の七）により、医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童の保護者（以下「医療費支給認定保護者」という。）又は医療費支給認定を受けた成年患者（以下「医療費支給認定患者」という。）に通知するものとする。
  - 5 施行規則第七条の九第三項又は施行規則第七条の二十七第一項の規定による変更の手続は、小児慢性特定疾病医療費支給認定記載事項変更届兼変更申請書（別記様式第四号の八）により行うものとする。
  - 6 施行規則第七条の二十三第一項の規定による医療受給者証の再交付の申請は、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書（別記様式第四号の九）により行うものとする。
  - 7 区長は、施行規則第七条の九第三項に規定する届出書若しくは施行規則第七条の二十七第一項に規定する申請書を受理した場合であつて医療受給者証の記載事項に変更があつたとき又は施行規則第七条の二十三第二項の再交付申請を受理したときは、医療受給者証の再交付を行うまでの間、小児慢性特定疾病児童等であることの証明として、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し小児慢性特定疾病医療費支給認定対象者証明書（別記様式第四号の十。次項において「対象者証明書」という。）を交付するものとする。
  - 8 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、医療受給者証の再交付を受けた場合には、対象者証明書を直ちに区長に返還しなければならない。この場合において、当該再交付が医療受給者証を失つたことによるものであつて、その後当該医療受給者証を発見したときは、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は施行規則第七条の二十三第四項の規定により、速やかにこれを区長に返還しなければならない。
  - 9 医療受給者証の有効期間を過ぎて継続して医療費支給認定を受けようとする小児慢性

特定疾病児童の保護者又は成年患者は、支給認定申請書により区長に申請しなければならない。

10 第二項の規定は、前項の規定による医療費支給認定の更新について準用する。

11 区長は、法第十九条の六第一項の規定による医療費支給認定の取消しを行ったときは、小児慢性特定疾病医療費支給認定取消決定通知書（別記様式第四号の十一）により小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に通知するものとする。この場合において、小児慢性特定疾病医療費支給認定取消決定通知書を受けた小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、同条第二項の規定により医療受給者証を速やかに区長に返還しなければならない。

12 医療受給者証に記載されている有効期間が過ぎた場合は、小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は当該受給者証を速やかに区長に返還しなければならない。

（小児慢性特定疾病の重症患者認定等）

第二条の二 小児慢性特定疾病児童等のうち、高額治療継続者又は療養負担過重患者（次項において「重症患者」という。）の認定を受けようとする者の保護者又は成年患者は、医療費支給認定の申請又は医療費支給認定の変更の申請をする場合に、併せて小児慢性特定疾病重症患者認定申告書及び必要書類を区長に提出するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による重症患者の認定について準用する。

（小児慢性特定疾病の人工呼吸器等装着者認定等）

第二条の三 小児慢性特定疾病児童等のうち、令第二十二條第一項第六号に規定する特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるもの（次項において「人工呼吸器等装着者」という。）の認定を受けようとする者の保護者又は当該認定を受けようとする成年患者は、医療費支給認定の申請又は医療費支給認定の変更の申請をする場合に、併せて当該事実を確認することができる書類を添付するものとする。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による人工呼吸器等装着者の認定について準用する。

（小児慢性特定疾病指定医の指定申請等）

第二条の四 施行規則第七条の十一第一項に規定する申請書は、小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書（別記様式第四号の十二）によるものとする。

2 区長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その内容の審査を行い、当該申請をした者に対し、指定医を指定したときは小児慢性特定疾病指定医指定書（別記様式第四号の十三）を交付し、指定医として指定しないときは書面により通知するものとする。

る。

- 3 指定医は、施行規則第七条の十二の規定による指定医の指定の更新を受けようとするときは、区長に申請するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 4 施行規則第七条の十四の規定による変更の届出は、小児慢性特定疾病指定医変更届出書（別記様式第四号の十四）によるものとする。
- 5 施行規則第七条の十五の規定による指定の辞退の届出は、小児慢性特定疾病指定医辞退届出書（別記様式第四号の十五）によるものとする。
- 6 区長は、施行規則第七条の十六の規定により指定医の指定の取消しを行うときは、書面により当該指定医に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた指定医は、速やかに小児慢性特定疾病指定医指定書を区長に返還しなければならない。  
（指定小児慢性特定疾病医療機関の指定申請等）

第二条の五 施行規則第七条の二十九第一項から第三項までに規定する申請書は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（別記様式第四号の十六）によるものとする。

- 2 区長は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請をした者に対し、指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）を指定したときは指定小児慢性特定疾病医療機関指定書（別記様式第四号の十七）を交付し、指定医療機関として指定しないときは書面により通知するものとする。
- 3 指定医療機関は、法第十九条の十第一項の規定による指定医療機関の指定の更新を受けようとするときは、区長に申請するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 4 施行規則第七条の三十五の規定による変更の届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書（別記様式第四号の十八）によるものとする。
- 5 施行規則第七条の三十六の規定による休止等の届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関休止等届出書（別記様式第四号の十九）によるものとする。
- 6 施行規則第七条の三十七の規定による指定の辞退の届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関辞退届出書（別記様式第四号の二十）によるものとする。
- 7 区長は、法第十九条の十八の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うときは、書面により当該指定医療機関に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた指定医療機関は、速やかに指定小児慢性特定疾病医療機関指定書を区長に返還しなければならない。

(療育機関の指定に係る申請等)

第二条の六 施行規則第十一条の規定による申請を行おうとする病院の開設者は、指定療育機関指定申請書（別記様式第四号の二十一）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があつた場合は、その内容の審査を行い、法第二十条第四項に規定する指定療育機関（以下「指定療育機関」という。）を指定したときは指定療育機関指定通知書（別記様式第四号の二十二）により、指定しないことを決定したときは書面によりその旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

3 施行規則第十五条の規定による変更等の届出を行おうとする指定療育機関の開設者は、指定療育機関変更等届出書（別記様式第四号の二十三）を区長に提出しなければならない。

4 施行規則第十六条の規定による辞退を申し出ようとする指定療育機関の開設者は、指定療育機関指定辞退申出書（別記様式第四号の二十四）を区長に提出しなければならない。

(障害児通所支援等の措置の手続)

第三条 福祉事務所長は、法第二十一条の六の規定により障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供を必要とする障害児に対して、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託する措置を行おうとするときは、別記様式第四号の二十五による障害児通所支援・障害福祉サービス措置決定通知書を当該障害児の保護者に送付しなければならない。この場合において、障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供を委託するときは、別記様式第四号の二十六による障害児通所支援・障害福祉サービス措置委託通知書を受託者に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項に規定する措置を行つた場合において、当該措置を変更し、又は解除することを決定したときは、別記様式第四号の二十七による障害児通所支援・障害福祉サービス措置変更（解除）決定通知書を当該障害児の保護者に送付しなければならない。この場合において、障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供を委託したときは、別記様式第四号の二十八による障害児通所支援・障害福祉サービス措置委託変更（解除）通知書を受託者に送付しなければならない。

(特例障害児通所給付費の支給の申請等)

第三条の二 施行規則第十八条の五第一項に規定する申請書は、特例障害児通所給付費支給申請書（別記様式第四号の二十九）によるものとする。

2 区長は、施行規則第十八条の五の規定による特例障害児通所給付費の支給の申請に対し、支給の要否を決定したときは、特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（別記様式第四号の三十）により申請者に通知しなければならない。

（通所給付決定の申請書等）

第三条の三 施行規則第十八条の六第一項に規定する申請書は、障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書（別記様式第四号の三十一）によるものとする。

2 施行規則第十八条の六第二項第一号に規定する書類は、所得の状況を証明する書類とする。

（障害児通所給付費の支給決定の通知等）

第三条の四 区長は、施行規則第十八条の六第一項の規定による通所給付決定の申請に対し、通所給付決定を行ったときは、障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（別記様式第四号の三十二）により申請者に通知するとともに、法第二十一条の五の七第九項の規定により、障害児通所支援受給者証（別記様式第四号の三十三）及び肢体不自由児通所医療受給者証（別記様式第四号の三十四。法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療に係る支給対象者に限る。）を交付し、通所給付決定を行わないことを決定したときは却下決定通知書（別記様式第四号の三十五）により申請者に通知する。

（通所受給者証再交付申請書）

第三条の五 施行規則第十八条の六第十項に規定する申請書は、通所受給者証等再交付申請書（別記様式第四号の三十六）によるものとする。

（通所給付決定の変更の申請等）

第三条の六 施行規則第十八条の二十一に規定する申請書は、障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書によるものとする。

2 施行規則第十八条の二十二の規定による通所給付決定の変更の決定に係る通知は、障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（別記様式第四号の三十七）により行うものとする。

（通所給付決定取消通知書）

第三条の七 施行規則第十八条の二十四の規定による通所給付決定の取消しに係る通知は、通所給付決定取消通知書（別記様式第四号の三十八）により行うものとする。

(高額障害児通所給付費の申請等)

第三条の八 施行規則第十八条の二十六第一項に規定する申請書は、高額障害児通所給付費支給申請書（別記様式第四号の三十九）によるものとする。

- 2 区長は、施行規則第十八条の二十六第一項の規定による高額障害児通所給付費の支給の申請に対し、支給の要否を決定したときは、高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（別記様式第四号の四十）により申請者に通知しなければならない。

(助産の実施)

第三条の九 法第二十二条の規定による助産の実施は、妊産婦が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行うものとする。

- 一 妊産婦の属する世帯の階層区分が別表第一に規定するD階層であるとき。ただし、妊産婦の属する世帯の階層区分が同表に規定するD1階層又はD2の1階層である場合であつて、真にやむを得ない特別の理由があるときは、この限りでない。
- 二 妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者としてその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条ただし書、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第七条ただし書、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十二年政令第二百七号）第十一条の三の七ただし書及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の四ただし書の規定により加算された金額を除く。以下「出産育児一時金」という。）が四十万四千元以上であるとき。ただし、妊産婦の属する世帯の階層区分が別表第一に規定するA階層又はB階層である場合は、この限りでない。

(入所の申込み)

第四条 法第二十二条第二項の規定による申込みは、助産施設入所申込書（別記様式第五号）によるものとする。

- 2 法第二十三条第二項の規定による申込みは、母子生活支援施設入所申込書（別記様式第五号の二）によるものとする。

(入所の承諾等)

第五条 福祉事務所長は、法第二十二条の規定による助産の実施を行うときは、申込者には助産施設入所承諾書（別記様式第六号）により、助産施設の長には助産実施通知書（別記様式第六号の二）により通知し、助産の実施を行わないときは、助産施設入所不承諾通知書（別記様式第六号の三）により、申込者に通知しなければならない。

2 福祉事務所長は、法第二十三条の規定による母子保護の実施を行うときは、申込者には母子生活支援施設入所承諾書（別記様式第七号）により、母子生活支援施設の長には母子保護実施通知書（別記様式第七号の二）により通知し、母子保護の実施を行わないときは、母子生活支援施設入所不承諾通知書（別記様式第七号の三）により、申込者に通知しなければならない。

（解除の通知）

第六条 福祉事務所長は、助産の実施を解除したときは、申込者には助産実施解除決定通知書（別記様式第八号）により、助産施設の長には助産実施解除通知書（別記様式第八号の二）により通知しなければならない。

2 福祉事務所長は、母子保護の実施を解除したときは、申込者には母子保護実施解除決定通知書（別記様式第九号）により、母子生活支援施設の長には母子保護実施解除通知書（別記様式第九号の二）により通知しなければならない。

（施設長の届出）

第七条 助産施設又は母子生活支援施設の長（以下「施設長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、必要な意見を付して、異動報告書（別記様式第十号）により、速やかに当該助産の実施又は母子保護の実施を行つた福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

- 一 助産の実施又は母子保護の実施を受けている者が死亡したとき。
- 二 前号のほか、措置の解除、停止又は変更を適当であると認めたとき。

（障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給申請等）

第八条 法第二十四条の三第一項及び施行規則第二十五条の十九第一項の規定による申請は、（障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費）支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書（別記様式第十号の二）によるものとする。

（障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給決定の通知等）

第九条 区長は、前条の申請があつた場合において、法第二十四条の三第二項の規定により入所給付決定を行つたとき又は入所給付決定と併せて施行規則第二十五条の十九第一項の申請に基づく特定入所障害児食費等給付費を支給することの決定（以下「入所給付決定等」という。）を行つたときは（障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（別記様式第十号の三）により、入所給付決定又は特定入所障害児食費等給付決定を行わないことを決定したときは却下決定通知書（別記様式第十号の四）により、当該支給を受けようとする障害児

の保護者に通知する。

- 2 区長は、入所給付決定を行ったときは、当該入所給付決定を受けた障害児の保護者（以下「入所給付決定保護者」という。）に対し、法第二十四条の三第六項の規定により、障害児入所受給者証（別記様式第十号の五）を交付する。
- 3 区長は、法第二十四条の二十に規定する指定障害児入所施設等を利用する当該障害児について入所給付決定等を行ったときは、当該入所給付決定保護者に対し、前項に規定する障害児入所受給者証に加えて、障害児入所医療受給者証（別記様式第十号の六）を交付する。

（入所受給者証等再交付申請書）

第十条 施行規則第二十五条の七第十項に規定する申請書は、入所受給者証等再交付申請書（別記様式第十号の七）によるものとする。

（入所給付決定の変更の届出等）

第十一条 施行規則第二十五条の七第七項に規定する届出書は、障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書によるものとする。

- 2 施行規則第二十五条の九（施行規則第二十五条の十九第四項において準用する場合を含む。）の規定による入所給付決定の変更の決定に係る通知は、（障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費）利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（別記様式第十号の八）により行うものとする。

（入所給付決定取消通知書）

第十二条 施行規則第二十五条の十四第一項の規定による入所給付決定の取消しに係る通知は、入所給付決定取消通知書（別記様式第十号の九）により行うものとする。

（高額障害児入所給付費の申請等）

第十三条 施行規則第二十五条の十七第一項に規定する申請書は、高額障害児入所給付費支給申請書（別記様式第十号の十）によるものとする。

- 2 区長は、前項の申請書の提出があつた場合において、支給の要否を決定したときは、当該入所給付決定保護者に対し、高額障害児入所給付費支給（不支給）決定通知書（別記様式第十号の十一）により通知する。

（障害児相談支援給付費の支給の申請等）

第十四条 施行規則第二十五条の二十六の三第一項に規定する申請書は、障害児相談支援給付費支給申請書（別記様式第十号の十二）によるものとする。

- 2 区長は、施行規則第二十五条の二十六の三第一項の規定による障害児相談支援給付費の支給の申請に対し、支給の要否を決定したときは、障害児相談支援給付費支給（却下）通知書（別記様式十号の十三）により申請者に通知しなければならない。
- 3 施行規則第十八条の十三の規定による通知は、障害児支援利用計画案提出依頼書（別記様式十号の十四）により行うものとする。
- 4 法第二十四条の二十六第一項に規定する障害児相談支援対象保護者は、同項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者を決定し、又は変更するときは、障害児相談支援依頼（変更）届出書（別記様式十号の十五）を区長に提出しなければならない。
- 5 施行規則第二十五条の二十六の四第二項の規定による通知は、障害児相談支援給付費支給取消通知書（別記様式十号の十六）により行うものとする。

（送致書等）

第十五条 福祉事務所長は、法第二十五条の八第一号の規定による措置を採るときは、当該措置を受ける者についての調査記録、送致書（別記様式第十一号）を文京区児童相談所設置条例（令和六年十二月文京区条例第四十五号）に定める児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。）に送付しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、法第二十五条の八第二号の規定による措置を採るときは、指導措置決定通知書（別記様式第十二号）により児童又はその保護者に通知しなければならない。
- 3 第六条の規定は、前項による措置を解除し、停止し、又は変更する場合について準用する。

（児童相談所長等の措置）

第十六条 児童相談所長は、法第二十六条第一項第二号の規定による措置を採るときは、指導措置決定通知書（別記様式第十三号）により児童又はその保護者に通知しなければならない。この場合において、指導させる者が、知的障害者福祉司又は社会福祉主事であるときは福祉事務所長に、児童委員であるときは当該児童委員に、指導依頼書（別記様式第十四号）により、通知しなければならない。

- 2 児童相談所長は、法第二十六条第一項第三号の規定による措置を採るときは区長に、同項第四号の措置を採るときは福祉事務所長に、送致書（別記様式第十五号）を送付しなければならない。
- 3 第一項の規定は、法第二十七条第一項第二号の規定による措置（法第三十一条第四項の規定による法第二十七条第一項第二号の措置を含む。）について準用する。

- 4 区長は、法第二十七条第一項第三号並びに法第二十八条第一項第一号及び第二号ただし書の規定による措置（法第三十一条第四項の規定による法第二十七条第一項第三号の措置を含む。）を採るときは、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める書面により通知しなければならない。
- 一 里親 里親措置通知書（別記様式第十六号）
  - 二 小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。第六項、第七項及び第九項並びに第二十一条第二項において同じ。）の長 措置通知書（別記様式第十七号）
  - 三 児童又はその保護者 措置決定通知書（別記様式第十八号）
- 5 区長は、法第二十七条の二第一項の規定による措置を採るときは、児童福祉施設（児童自立支援施設及び児童養護施設に限る。）の長には措置通知書により、児童又はその保護者には保護処分決定に基づく措置決定通知書（別記様式第十九）により通知しなければならない。
- 6 区長は、法第二十八条第二項ただし書の規定により同条第一項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間を更新するときは、児童福祉施設の長には措置期間更新通知書（別記様式第二十号）により、児童又はその保護者には措置期間更新決定通知書（別記様式第二十一号）により通知しなければならない。
- 7 区長は、法第二十八条第三項の規定により、同条第一項第一号又は二号ただし書の規定による措置を継続するときは、児童福祉施設の長には措置期間継続通知書（別記様式第二十二号）により、児童又はその保護者には措置期間継続決定通知書（別記様式第二十三号）により通知しなければならない。
- 8 区長は、第一項、第三項又は第四項から第六項までに規定する措置を解除し、変更し、停止し、延長し、又は停止解除をしたときは、措置解除（変更・停止・延長・停止解除）決定通知書（別記様式第二十四号。以下「措置解除等決定通知書」という。）により児童又はその保護者に通知しなければならない。
- 9 区長は、第一項、第三項又は第四項から第六項までに規定する措置を解除し、変更し、停止し、延長し、又は停止解除をしたときは、措置解除（変更・停止・延長・停止解除）通知書（別記様式第二十五号。以下「措置解除等通知書」という。）により、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長又は第一項の規定により指導を依頼した者に通知しなければならない。

(重症心身障害児に係る入所措置等)

第十七条 区長は、法第二十七条第一項第三号の規定による重症心身障害児に係る障害児入所施設への入所の措置又は同条第二項の規定による指定発達支援医療機関への委託の措置を要すると認めるときは、障害児入所施設の長又は指定発達支援医療機関の長には措置通知書により、重症心身障害児又はその保護者には障害児入所施設等措置決定通知書（別記様式第二十六号）により通知するものとする。

- 2 区長は、前項の措置を解除し、変更し、停止し、延長し、又は停止の解除をしたときは、障害児入所施設の長又は指定発達支援医療機関の長には措置解除等通知書により、重症心身障害児又はその保護者には措置解除等決定通知書により通知するものとする。

(指導状況の報告等)

第十八条 区長は、必要があると認めるときは、法第二十七条第一項第二号の規定による指導を行う者に、その指導状況について報告させることができる。

- 2 法第二十七条第一項第二号の規定による指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。

(里親の指導)

第十九条 区長は、法第二十七条第一項第三号の規定により、児童を区外に居住する里親に委託する措置を採るときは、当該里親の居住地を管轄する児童相談所の長に必要な指導を依頼しなければならない。

- 2 区長は、里親に児童を委託する措置を採った場合において、必要があると認めるときは、当該里親の指導を行う者に、その指導状況について報告させることができる。

(児童受託書の提出)

第二十条 里親は、委託を受けた児童について、児童受託書（別記様式第二十七号）を児童相談所長に提出しなければならない。

(異動等の届出)

第二十一条 里親は次の各号のいずれかに該当したときは、必要な意見を付して異動報告書（別記様式第二十八号。以下この条において「報告書」という。）により児童相談所長に届け出なければならない。

- 一 委託を受けた児童が死亡したとき。
- 二 委託を受けた児童について、措置の解除、変更又は停止を行うことが適当であると認めるとき。
- 三 住所又は居所を移転するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、登録した事項に重大な変更が生じたとき。

- 2 児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉施設の長に係る報告書については、前項（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「児童相談所長」とあるのは「児童その他の者について委託又は措置を行った児童相談所長」と、「委託を受けた児童」とあるのは「委託を受けた又は入所した児童その他の者」と、「措置」とあるのは「委託又は措置」と読み替えるものとする。

（身分を証明する証票）

第二十二條 法第二十九条に規定する証票は、身分証票（別記様式第二十九号）によるものとする。

（同居児童の届出）

第二十三條 法第三十条第一項の規定による届出は、同居児童に関する届出書（別記様式第三十号）によるものとする。

- 2 法第三十条第二項の規定による届出は、同居児童の解消に関する届出書（別記様式第三十一号）によるものとする。

（保護経過の記録）

第二十四條 児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉施設の長は、法第三十条の二の規定により児童の入退所に係る状況その他児童の保護について必要な事項を区長に報告するために、入所した児童その他の者について、常にその保護経過を記録しておかなければならない。

（一時保護の通知）

第二十五條 児童相談所長は、法第三十三条第一項、第二項、第十項又は第十一項の規定により児童又は保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して行わせたときは、一時保護決定通知書（別記様式第三十二号）により当該児童若しくは当該保護延長者又は当該児童の保護者若しくは当該保護延長者の監護者に通知しなければならない。

- 2 児童相談所長は、前項の一時保護を解除したときは、一時保護解除決定通知書（別記様式第三十三号）により当該児童若しくは当該保護延長者又は当該児童の保護者若しくは当該保護延長者の監護者に通知しなければならない。

（所持物の保管）

第二十六條 児童相談所長は、法第三十三条の二の二第二項の規定による売却を必要とする物で高価と認められるものは、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時

に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後、競買人がない物については、この限りでない。

- 2 前項の規定による公告は、競売に対する物の名称、種類、数量、形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項を記入して告示するものとする。

(返還の公告)

第二十七条 法第三十三条の二の二第四項の規定による公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童がその物を所持するに至った経緯等の事項を記入して告示するものとする。

(遺留物の保管等)

第二十八条 前二条の規定は、法第三十三条の三第二項において準用する法第三十三条の二の二第二項の規定による売却及び同条第四項の規定による公告について準用する。

(児童自立生活援助の実施の申込み等)

第二十九条 法第三十三条の六第二項に規定する申込書は、児童自立生活援助実施申込書(別記様式第三十四号)によるものとする。

- 2 区長は、前項の申込書の提出があつた場合において、児童自立生活援助を実施することを決定したときは、当該申込書を提出した者には児童自立生活援助実施決定通知書(別記様式第三十五号)により、児童自立生活援助事業を行う者には委託通知書(別記様式第三十六号)により通知しなければならない。

- 3 区長は、第一項の申込書の提出があつた場合において、児童自立生活援助を実施しないことを決定したときは、児童自立生活援助実施不承諾通知書(別記様式第三十七号)により当該申込書を提出した者に通知しなければならない。

- 4 区長は、第二項の規定による児童自立生活援助の実施を解除するときは、児童自立生活援助事業を行う者には委託解除通知書(別記様式第三十八号)により、当該児童自立生活援助事業を受けている者には児童自立生活援助実施解除決定通知書(別記様式第三十九号)により通知しなければならない。

(児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る届出)

第三十条 法第三十四条の四第一項及び施行規則第三十六条の三十一第一項の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業実施届(別記様式第四十号)によるものとする。

- 2 法第三十四条の四第二項の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業内容変更届(別記様式第四十一号)によるものとする。

- 3 法第三十四条の四第三項及び施行規則第三十六条の三十二の規定による届出は、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届（別記様式第四十二号）によるものとする。

（親子再統合支援事業に係る届出）

- 第三十一条 法第三十四条の七の二第二項及び施行規則第三十六条の三十二の二第一項の規定による届出は、親子再統合支援事業開始届（別記様式第四十三号）によるものとする。

- 2 法第三十四条の七の二第三項の規定による届出は、親子再統合支援事業変更届（別記様式第四十四号）によるものとする。

- 3 法第三十四条の七の二第四項及び施行規則第三十六条の三十二の三の規定による届出は、親子再統合支援事業廃止（休止）届（別記様式第四十五号）によるものとする。

（社会的養護自立支援拠点事業に係る届出）

- 第三十二条 法第三十四条の七の二第二項及び施行規則第三十六条の三十二の二第一項の規定による届出は、社会的養護自立支援拠点事業開始届（別記様式第四十六号）によるものとする。

- 2 法第三十四条の七の二第三項の規定による届出は、社会的養護自立支援拠点事業変更届（別記様式第四十七号）によるものとする。

- 3 法第三十四条の七の二第四項及び施行規則第三十六条の三十二の三の規定による届出は、社会的養護自立支援拠点事業廃止（休止）届（別記様式第四十八号）によるものとする。

（意見表明等支援事業に係る届出）

- 第三十三条 法第三十四条の七の二第二項及び施行規則第三十六条の三十二の二第一項の規定による届出は、意見表明等支援事業開始届（別記様式第四十九号）によるものとする。

- 2 法第三十四条の七の二第三項の規定による届出は、意見表明等支援事業変更届（別記様式第五十号）によるものとする。

- 3 法第三十四条の七の二第四項及び施行規則第三十六条の三十二の三の規定による届出は、意見表明等支援事業廃止（休止）届（別記様式第五十一号）によるものとする。

（妊産婦等生活援助事業に係る届出）

- 第三十四条 法第三十四条の七の五第二項及び施行規則第三十六条の三十二の四の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届（別記様式第五十二号）によるものとする。

2 法第三十四条の七の五第三項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業変更届（別記様式第五十三号）によるものとする。

3 法第三十四条の七の五第四項及び施行規則第三十六条の三十二の五の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届（別記様式第五十四号）によるものとする。  
（放課後児童健全育成事業に係る届出）

第三十五条 法第三十四条の八第二項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業開始届（別記様式第五十五号）によるものとする。

2 法第三十四条の八第三項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業変更届（別記様式第五十六号）によるものとする。

3 法第三十四条の八第四項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（別記様式第五十七号）によるものとする。  
（一時預かり事業に係る届出）

第三十六条 法第三十四条の十二第一項及び施行規則第三十六条の三十三第一項の規定による届出は、一時預かり事業実施届（別記様式第五十八号）によるものとする。

2 法第三十四条の十二第二項の規定による届出は、一時預かり事業内容変更届（別記様式第五十九号）によるものとする。

3 法第三十四条の十二第三項及び施行規則第三十六条の三十四の規定による届出は、一時預かり事業廃止（休止）届（別記様式第六十号）によるものとする。  
（病児保育事業に係る届出）

第三十七条 法第三十四条の十八第一項及び施行規則第三十六条の三十八第一項の規定による届出は、病児保育事業実施届（別記様式第六十一号）によるものとする。

2 法第三十四条の十八第二項の規定による届出は、病児保育事業内容変更届（別記様式第六十二号）によるものとする。

3 法第三十四条の十八第三項及び施行規則第三十六条の三十九の規定による届出は、病児保育事業廃止（休止）届（別記様式第六十三号）によるものとする。  
（里親の登録申請等）

第三十八条 施行規則第三十六条の四十一の規定による申請（施行規則第三十六条の四十七において準用する場合を含む。）は、里親登録申請書（別記様式第六十四号）によるものとする。

2 前項の申請書は、児童相談所長を経由して提出しなければならない。この場合において、児童相談所長は、当該申請書に調査及び意見に関する書面を添えて区長に進達しな

ければならない。

3 区長は、前項の規定により進達があつた場合は、内容を審査の上、令第二十九条の規定により文京区児童福祉審議会条例（令和六年十二月文京区条例第四十一号）第一条に規定する文京区児童福祉審議会の意見を聴き、適当と認めるときは、里親登録簿に所定の事項を登録するものとする。

4 区長は、第一項の申請書を提出した者を里親として登録することを決定したときは里親登録通知書（別記様式第六十五号）により、登録しないことを決定したときは里親登録否決通知書（別記様式第六十六号）により、児童相談所長を経由して当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（児童福祉施設の設置の認可等に係る申請等）

第三十九条 法第三十五条第四項及び施行規則第三十七条第二項の規定による認可の申請は児童福祉施設設置認可申請書（別記様式第六十七号）により、法第五十六条の八第三項の規定による届出は公私連携型保育所設置届（別記様式第六十八号）によるものとする。

2 区長は、前項の申請があつた場合において、当該申請をした者に対し、児童福祉施設の設置の認可をしたときは児童福祉施設設置認可書（別記様式第六十九号）を交付し、児童福祉施設の設置の認可をしなかつたときは児童福祉施設設置不認可決定通知書（別記様式第七十号）により通知するものとする。

3 施行規則第三十七条第五項又は第六項の規定による届出は、児童福祉施設内容変更届（別記様式第七十一号）によるものとする。

4 法第三十五条第十二項及び施行規則第三十八条第二項の規定による申請は、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（別記様式第七十二号）によるものとする。

5 区長は、前項の申請があつた場合において、児童福祉施設の廃止又は休止を承認したときは、当該申請をした者に対し、児童福祉施設廃止（休止）承認書（別記様式第七十三号）を交付するものとする。

6 法第五十八条第一項の規定による認可の取消しは、児童福祉施設認可取消通知書（別記様式第七十四号）により行うものとする。

（養子縁組承諾許可の申請等）

第四十条 法第四十七条第一項ただし書及び施行規則第三十九条第一項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書（別記様式第七十五号）によるものとする。

2 児童相談所長は、前項の申請書を受理したときは、養子縁組に関する調査書を添付し

て区長に進達しなければならない。

- 3 区長は、前項の規定により進達があつた場合は、内容を審査の上、養子縁組の許否を決定したときは、養子縁組承諾許可（不許可）通知書（別記様式第七十六号）により児童相談所長を経由して当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（費用の基準）

第四十一条 区長は、毎年度、次に掲げる費用の基準を定め、当該費用の支弁を受ける小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の設置者及び児童自立生活援助事業を行う者に通知するものとする。

一 法第五十条第六号の二、第七号及び第七号の三に掲げる費用

二 法第五十一条第二号に掲げる費用

（費用の請求）

第四十二条 施設長が法第五十条第六号に規定する費用の支払を求めるときは、月ごとに計算書を添えて、助産の実施又は母子保護の実施を行つた福祉事務所長に請求書を提出しなければならない。

- 2 小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設（助産施設及び母子生活支援施設を除く。）の設置者及び児童自立生活援助事業を行う者が法第五十条第七号及び第七号の三に掲げる費用の支払を求めるときは、月ごとに計算書を添えて、区長に請求書を提出しなければならない。

（措置に要する費用等）

第四十三条 法第五十六条第二項の規定により、法第二十一条の六の措置を受けた障害児の扶養義務者から徴収する費用の額は、別表第二に定める額を限度とする。

- 2 前項の規定によるほか、法第五十六条第二項の規定により、児童その他の者又はその実施を受けた児童の扶養義務者から徴収する費用の額は、同項に定める支弁した費用に応じて、それぞれ別表第一又は別表第三に定める額を限度とする。

（徴収金の減額）

第四十四条 前条第二項の規定にかかわらず、別表第四に規定する条件に該当するとき、申請に基づき同表に定めるところにより減額することができる。

（公私連携保育法人の指定等）

第四十五条 法第五十六条の八第一項の規定による指定を受けようとする法人は、公私連携保育法人指定申請書（別記様式第七十七号）に必要書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、法第五十六条の八第一項の規定による指定をしたときは、公私連携保育法人指定通知書（別記様式第七十八号）により、その旨を通知しなければならない。
- 3 区長は、法第五十六条の八第十一項の規定による指定の取消しを行つたときは、公私連携保育法人指定取消通知書（別記様式第七十九号）により、その旨を通知しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 2 平成十年度における第十条に規定する徴収金の基準額の算定に係る別表第一の規定の適用については、同表定義及び条件の欄中「六月」とあるのは、「七月」とする。

付 則（昭和四二年三月二五日規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和五一年九月一日規則第三五号）

- 1 この規則は、昭和五十二年一月一日から施行する。
- 2 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条第一項及び第二項の規定に基づく徴収金については、改正後の東京都文京区児童福祉法施行細則第十条及び第十一条の規定は、昭和五十二年一月分の徴収金から適用し、昭和五十一年十二月分以前の月分の徴収金の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和五二年七月一日規則第四一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条第一項及び第二項の規定に基づく徴収金については、改正後の東京都文京区児童福祉法施行細則別表第三の規定中条件番号十五の項は、昭和五十二年四月分の徴収金から適用し、その他の項は、昭和五十二年七月分の徴収金から適用する。
- 3 この規則の施行の際、現に減額申請を受理しているものについては、なお従前の例による。

付 則（昭和五二年十一月三〇日規則第五一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

付 則（昭和五五年五月三一日規則第三九号）

この規則は、昭和五十五年七月一日から施行する。

付 則（昭和五九年二月二五日規則第一号）

## 文京区児童福祉法施行細則

- 1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都文京区児童福祉法施行細則の規定は、昭和五十九年四月分に係る保育所措置費徴収金から適用し、昭和五十九年三月分以前の月分については、なお従前の例による。

付 則（昭和五十九年九月一二日規則第二九号）

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

付 則（昭和六一年七月一日規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和六二年三月三十一日規則第二一号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

付 則（昭和六三年七月一日規則第四八号）

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

付 則（平成三年二月一六日規則第三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の東京都文京区児童福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

付 則（平成四年四月一日規則第二四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都文京区児童福祉法施行細則の別記様式第一号甲、様式第六号、様式第九号甲、様式第九号乙及び様式第十二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成七年三月三十一日規則第二〇号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

付 則（平成七年七月二五日規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成九年一〇月一日規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成九年一月二八日規則第五四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成九年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の東京都文京区児童福祉法施行細則別表第一の規定（助産施設に係る部分に限る。）は、平成九年十二月一日以後の申請に係る徴収金について適用し、同日前の申請に係る徴収金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都文京区児童福祉法施行細則様式第三号、様式第四号、様式第七号及び様式第八号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一〇年三月三十一日規則第一三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都文京区児童福祉法施行細則様式第一号の五から様式第五号まで、様式第七号、様式第八号、様式第十号、様式第十一号及び様式第十三号から様式第十五号までによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一〇年七月一日規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一二年四月一日規則第六五号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一二年六月二九日規則第七六号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の東京都文京区児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）別表第一の規定中母子生活支援施設に係る部分については、平成十二年七月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第一の規定中助産施設に係る部分については、平成十二年七月一日以後の申請に係る徴収金について適用し、同日前の申請に係る徴収金については、なお従前の例による。
- 4 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都文京区児童福祉法施行細則に規定

## 文京区児童福祉法施行細則

する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一三年三月三〇日規則第二七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都文京区児童福祉法施行細則の規定により現に行っている申請その他の行為は、この規則による改正後の東京都文京区児童福祉法施行細則の規定により行つた申請その他の行為とみなす。

付 則（平成一五年三月六日規則第七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一五年三月一四日規則第一一号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の東京都文京区児童福祉法施行細則の規定による居宅生活支援費の受給の手續その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

付 則（平成一五年六月三〇日規則第五三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の文京区児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）別表第三の規定中母子生活支援施設に係る部分については、平成十五年七月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。

3 新規則別表第三の規定中助産施設に係る部分については、平成十五年七月一日以後の申請に係る徴収金について適用し、同日前の申請に係る徴収金については、なお従前の

例による。

付 則（平成一六年三月一日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の文京区児童福祉法施行細則の規定は、平成十五年十一月一日から適用する。

付 則（平成一六年三月三十一日規則第四〇号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に提供された指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する額の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成一六年九月三〇日規則第五九号）

1 この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に提供された指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する額の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成一七年三月三十一日規則第五一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に提供された指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する額の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成一八年三月三十一日規則第五二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区児童福祉法施行細則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一八年九月二九日規則第九四号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

付 則（平成一九年九月二八日規則第六二号）

（施行期日）

## 文京区児童福祉法施行細則

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の文京区児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）別表第三の規定中母子生活支援施設に係る部分については、平成十九年十月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第三の規定中助産施設に係る部分については、平成十九年十月一日以後の申請に係る徴収金について適用し、同日前の申請に係る徴収金については、なお従前の例による。

付 則（平成二〇年六月三〇日規則第五八号）

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

付 則（平成二一年九月三〇日規則第五八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の文京区児童福祉法施行細則別表第三の規定中助産施設に係る部分については、平成二十一年十月一日以後の申請に係る徴収金について適用し、同日前の申請に係る徴収金については、なお従前の例による。

付 則（平成二二年三月二六日規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二二年六月三〇日規則第四六号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の文京区児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）別表第三の規定中母子生活支援施設に係る部分については、平成二十二年七月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第三の規定中助産施設に係る部分については、平成二十二年七月一日以後の申請に係る徴収金について適用し、同日前の申請に係る徴収金については、なお従前の例による。

付 則（平成二四年三月三〇日規則第三五号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

付 則（平成二五年三月二五日規則第二〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）別表第二の規定は、平成二十四年四月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第三の規定は、平成二十四年七月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。

付 則（平成二五年三月二九日規則第四一号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二五年七月一日規則第六四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）別表第三の規定中母子生活支援施設に係る部分については、平成二十五年七月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第三の規定中助産施設に係る部分については、平成二十五年七月一日以後の助産の実施等に係る徴収金について適用し、同日前の助産の実施等に係る徴収金については、なお従前の例による。

付 則（平成二六年三月三一日規則第三〇号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年八月二五日規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二六年九月三〇日規則第四九号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

付 則（平成二六年一二月二六日規則第六七号）

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

付 則（平成二七年三月三一日規則第二九号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二七年一二月二八日規則第八五号）

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

付 則（平成二八年三月三十一日規則第五八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二九年三月三十一日規則第一六号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則（平成三〇年三月三〇日規則第一五号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

付 則（平成三一年三月二九日規則第一九号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

付 則（令和元年一二月五日規則第二八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）別表第二（（注）7を除く。）の規定は、令和元年六月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第二（注）7の規定は、令和元年十月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。

付 則（令和二年五月二一日規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和二年六月三〇日規則第三九号）

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

付 則（令和三年二月二二日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和三年三月三十一日規則第二〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区児童福祉法施行細則別表第二の規定は、令和三年七月

# 文京区児童福祉法施行細則

以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区児童福祉法施行細則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和三年三月三十一日規則第二三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区児童福祉法施行細則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 別表第1（第3条の9、第43条関係）

### 母子生活支援施設等費用徴収金基準額

階層区分	定義及び条件	月額					
		母子生活支援施設	児童自立生活援助	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び小規模住居型児童養育事業		里親	助産施設
				入所	入所以外		
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定	0円	0円	0円	0円	0円	0円

文京区児童福祉法施行細則

	配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯							
B階層	A階層を除き当該年度分(4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。)の市町村民税の非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C階層	A階層を除き当該年度分(4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。)の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)	2,200円	2,200円	4,500円	2,200円	4,500円	4,500円	4,500円
D1階層	A階層及びC	9,000円以下	3,300円	3,300円	6,600円	3,300円	6,600円	6,600円
D2の1階層	階層を除き当該年度(4月	9,001円以上 19,000円以下	4,500円	4,500円	9,000円	4,500円	9,000円	9,000円
D2の2階層	から6月までの月分の費用	19,001円以上 27,000円以下	4,500円	4,500円	9,000円	4,500円	9,000円	
D3階層	の徴収については、前年度	27,001円以上 57,000円以下	6,700円	6,700円	13,500円	6,700円	13,500円	
D4階層	分とする。)の市町村民税	57,001円以上 93,000円以下	9,300円	9,300円	18,700円	9,300円	18,700円	
D5階層	の課税世帯であつて、その	93,001円以上 177,300円以下	14,500円	14,500円	29,000円	14,500円	29,000円	
D6階層	市町村民税所得割の額の区	177,301円以上 258,100円以下	20,600円	20,600円	41,200円	20,600円	41,200円	
D7階層	分が次の区分に該当するも	258,101円以上 348,100円以下	27,100円	27,100円	54,200円	27,100円	54,200円	
D8階層	の	348,101円以上 456,100円以下	34,300円	34,300円	68,700円	34,300円	68,700円	

文京区児童福祉法施行細則

D9階層	456,101円以上 583,200円以下	42,500円	42,500円	85,000円	42,500円	85,000円	
D10階層	583,201円以上 704,000円以下	51,400円	51,400円	102,900円	51,400円	102,900円	
D11階層	704,001円以上 852,000円以下	61,200円	61,200円	122,500円	61,200円	122,500円	
D12階層	852,001円以上 1,044,000円以下	71,900円	71,900円	143,800円	71,900円	143,800円	
D13階層	1,044,001円以上 1,225,500円以下	83,300円	83,300円	166,600円	83,300円	166,600円	
D14階層	1,225,501円以上 1,426,500円以下	95,600円	95,600円	191,200円	95,600円	191,200円	
D15階層	1,426,501円以上	255,300円	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額				

注1 助産の実施を行った妊産婦については、当該助産の実施が行われた期間にかかわらず、この表に掲げる徴収金基準額（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額を加算した額）を徴収する。

- (1) 出産育児一時金を受給した場合 当該出産育児一時金の額に、B階層にあつては10%、C階層にあつては15%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては25%をそれぞれ乗じて得た額
- (2) 多子出産の場合 第二子以降の新生児一人につき、当該徴収金基準額に10%を乗じて得た額

注2 この表に掲げる徴収金基準額がその月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表の規定にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含むものとし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。ただし、

文京区児童福祉法施行細則

同法第323条（同法第737条第1項により準用する場合を含む。）の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

注4 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（平成22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

注5 注1から注4までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

別表第2（第43条関係）

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額		
			障害児通所 支援 1日当たり	居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	円 0	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	1,100	100	50	100

文京区児童福祉法施行細則

D 1	A階層及	1円～12,000円	1,600	200	100	200
D 2	びC階層	12,001～30,000	2,200	300	150	300
D 3	を除き当	30,001～60,000	3,300	400	200	400
D 4	該年度分	60,001～96,000	4,600	500	250	600
D 5	の市町村	96,001～189,000	7,200	700	300	1,000
D 6	民税の課	189,001～277,000	10,300	1,000	400	1,400
D 7	税世帯で	277,001～348,000	13,500	1,300	500	1,800
D 8	あつて、	348,001～465,000	17,100	1,700	600	2,300
D 9	その市町	465,001～594,000	21,200	2,100	800	2,800
D10	村民税所	594,001～716,000	25,700	2,500	1,000	3,400
D11	得割の額	716,001～864,000	30,600	3,000	1,200	4,100
D12	の区分が	864,001～1,056,000	35,900	3,500	1,400	4,800
D13	次の区分	1,056,001～1,238,000	41,600	4,000	1,600	5,500
D14	に該当す	1,238,001～1,439,000	47,800	4,600	1,900	6,400
D15	る世帯	1,439,001円以上	障害児通所 給付費基準 額、肢体不 自由児通所 医療費基準 額及び介護 給付費等基 準額	障害児通所 給付費基準 額及び肢体 不自由児通 所医療費基 準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額

(注)

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。なお、法第63条の2又は第63条の3の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護に係るやむを得な

- い事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、文京区身体障害者福祉法施行細則（昭和40年3月文京区規則第13号）別表（5）の表又は文京区知的障害者福祉法施行細則（昭和40年3月文京区規則第14号）別表（5）の表の重度訪問介護に係る負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、注6に該当する場合を除き、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
  - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
  - (3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなすものとする。
- 5 障害児通所支援に係る措置を行った場合において、C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者であつて、小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児

## 文京区児童福祉法施行細則

童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童若しくは特例保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。）若しくは家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける児童をいう。以下同じ。）が2人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次の表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの負担基準額とする（注6に該当する場合を除く。）。

第1欄	第2欄
障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児	負担基準額に定める額
扶養義務者の小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）	負担基準額に定める額に0.5を乗じて得た額
上記以外の障害児	0円

6 障害児通所支援に係る措置を行った場合において、C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であつた者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であつた者を除く。）であつて、かつ、当該扶養義務者と生計を一にする者をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であつて、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者についてやむを得ない事由による措置を行った月の属する年度（やむを得ない事由による措置を行った月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次の表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの負担基準額とする。

第1欄	第2欄
扶養義務者の障害児（小学校就学前負担額算	負担基準額に定める額

文京区児童福祉法施行細則

定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同じ。）であるものを除く。）	
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	負担基準額に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が1人のみである場合に限る。）	負担基準額に定める額に0.5を乗じて得た額
扶養義務者の小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。） （全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	負担基準額に定める額に0.5を乗じて得た額
上記以外の障害児	0円

7 障害児通所支援に係る措置を行った場合において、当該措置を受けた障害児が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものであるときは、当該障害児に係る措置費については徴収しないこととする。ただし、当該障害児に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

別表第3（第43条関係）

障害児入所施設等費用徴収金基準額

階層区分	定義及び条件	月額
		福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人	0円

文京区児童福祉法施行細則

	等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
B階層	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税の非課税世帯		0円
C階層	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市長村民税の課税世帯であつて、その市長村民税の額が均等割の額のみ の世帯（所得割の額のない世帯）		4,500円
D1階層	A階層及びC階層を除き当該年度（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税の課税世帯であつて、その市長村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	12,000円以下	6,600円
D2階層		12,001円以上 30,000円以下	9,000円
D3階層		30,001円以上 60,000円以下	13,500円
D4階層		60,001円以上 96,000円以下	18,700円
D5階層		96,001円以上 189,000円以下	29,000円
D6階層		189,001円以上 277,000円以下	41,200円
D7階層		277,001円以上 348,000円以下	54,200円
D8階層		348,001円以上 465,000円以下	68,700円
D9階層		465,001円以上 594,000円以下	85,000円

文京区児童福祉法施行細則

D10階層		594,001円以上 716,000円以下	102,900円
D11階層		716,001円以上 864,000円以下	122,500円
D12階層		864,001円以上 1,056,000円以下	143,800円
D13階層		1,056,001円以上 1,238,000円以下	166,600円
D14階層		1,238,001円以上 1,439,000円以下	191,200円
D15階層		1,439,001円以上	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額

注1 この表に掲げる徴収金基準額がその月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表の規定にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注2 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「所得割」とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含むものとし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。ただし、同法第323条（同法第737条第1項により準用する場合を含む。）の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

注3 扶養親族及び特定扶養親族があるときは、地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

注4 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものと

する。

注5 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関へ入所した児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該児童等に係る費用については徴収しないものとする。ただし、当該費用のうち、実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

注6 注1から注5までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

別表第4（第1144条関係）

減額基準額

階層区分	条件番号	条件	減額後の徴収額	適用期間
C階層及びD階層	1	月の途中で生活保護法による保護の適用を受けたとき。	B階層に適用する徴収基準額	当月分
	2	地方税法第295条又は第323条の規定により当該年度分の市町村民税が非課税となり、又は免除されたとき。		当該年度末まで
	3	地方税法第15条又は課税団体の条例の規定により当該年度分の市町村民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき。	C階層に適用する徴収基準額	その事情のやむまで
	4	地方税法第323条の規定により当該年度分の市町村民税が均等割の額以下に減額されたとき。		当該年度末まで
	5	当該年度分の市町村民税が均等割の額以下に減額されたとき。		

文京区児童福祉法施行細則

	6	その世帯の収入額が生活保護基準額に満たないとき。ただし、この金額の算定は、生活保護の実施について定められた関係要領等に定めるところによる。			認定期間中
D階層	7	当該年度に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（保険金等で補填される金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法（昭和40年法律第33号）の例による。）。	当該年分市町村民税額所得割の額を右の算式のとおり仮定し、仮定した当該年分市町村民税額所得割の額に対応する階層に適用される徴収基準額（仮定当該	仮定当該年分市町村民税所得割の額＝（前年分課税所得金額－損失額－保険金等で補填される金額－前年の課税所得金額の10分の1）×適用税率	当該年度末まで
	8	当該年度に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補填される金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及び範囲は、所得税法の例による。）。	年分市町村民税が0円以下の場合にあつては、C階層に適用する徴収基準額）	仮定当該年分市町村民税所得割の額＝（前年分課税所得金額－支払った医療費－保険金等で補填される金額－前年分課税所得金額の100分の5（当該金額が所得税法に定める最高限度額を超える場合には、その最高限度額））×適用税率	

文京区児童福祉法施行細則

	9	当該年度に世帯員が増加したとき。	$\text{仮定当該年分市町村民税所得割の額} = [\text{前年分課税所得金額} - (\text{前年分課税所得金額} - \text{扶養控除額等} \times \text{対象人員})] \times \text{適用税率}$	
	10	当該年度に世帯員（扶養家族）が増加したとき又は前年度の稼働者が失業したとき。	<p>その者が主たる生計維持者以外 のときは、仮定 当該年分市町村 民税所得割の額 = 当該年分市町 村民税額所得割 の額 - その者の 当該年分市町村 民税額所得割の 額</p> <p>その者が主たる生計維持者のときは、C階層に適用する徴収基準額</p>	
C階層及びD階層	11	その世帯の直近3月の平均収入額（期末手当等を除く。）が前年の平均収入月額（期末手当等を除く。）より1割以上低額になったと認められるとき。	1階層低位に適用される徴収基準額。ただし、1階層低位に適用してもなお減額されない場合は、順次、減額されるまで低位の階層を適用する。	認定期間 中
	12	条件番号1から11までにより難しいもので、区長が調査の上、特に必要があると認めたとき。	2階層低位に適用する徴収基準額の範囲内に減額した額	

注 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。